

都道府県・政令指定都市名	26 京都府
--------------	--------

時点:2021年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	府民環境部 男女共同参画課
担 当 職 員 数	14 人 (専任 14 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	京都府男女共同参画推進本部
設置年月日(西暦)・根拠	1989年5月19日 根拠: 京都府男女共同参画推進本部規程
長 の 役 職	副知事(男女共同参画担当)

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	京都府男女共同参画審議会
設置年月日(西暦)	2004年7月20日
構 成 員	15 人 (女性 10 人、男性 5 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2021 年 4 月 ~ 2030 年 3 月	
名 称	KYOのあけぼのプラン(第4次)京都府男女共同参画計画	
改定・見直しの予定時期	2026年4月1日	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	2	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	京都府男女共同参画推進条例
	公 布 日(西 暦)	2004年3月26日
	施 行 日(西 暦)	2004年4月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦) 2025 年度まで	40 %		
根 拠	KYOのあけぼのプラン(第4次)京都府男女共同参画計画			
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律・条例・要綱等により継続的に設置される有識者会議等			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(104)うち女性委員を含む審議会等数(104)	
			延総委員等数(1,767)延女性委員等数(657) 女性比率(37.2)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(72)うち女性委員を含む審議会等数(72)	
			延総委員等数(1,424)延女性委員等数(516) 女性比率(36.2)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(37)うち女性委員を含む審議会等数(37)	
			延総委員等数(913)延女性委員等数(309) 女性比率(33.8)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(8)	
			延総委員等数(63)延女性委員等数(11) 女性比率(17.5)	
目標値以外の目標設定	京都府防災会議の委員に占める女性比率(職務指定委員除く)を令和7年度までに40%とする			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有 2 有の場合、1. 公表 2. 非公表		
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人 (年 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	
	委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
	そ の 他	有識者会議等への女性委員の登用推進要綱に基づく事前協議の実施		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日	2:その他(西暦)										
	管理職総数	女 性 管 理 職 の 内 訳											
	(人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数(人) (B)=(D+F+H)	女性比率(%) (B/A)	部局長相当職(人) (C)	うち女性数(D)	女性比率(%)	次長相当職(人) (E)	うち女性数(F)	女性比率(%)	課長相当職(人) (G)	うち女性数(H)	女性比率(%)	
本庁	計	386	56	14.5	19	4	21.1	64	10	15.6	303	42	13.9
	うち一般行政職	309	54	17.5	18	4	22.2	52	10	19.2	239	40	16.7
支庁・地方事務所等	計	312	49	15.7	4	0	0.0	70	6	8.6	238	43	18.1
	うち一般行政職	207	33	15.9	4	0	0.0	42	3	7.1	161	30	18.6
全体	計	698	105	15.0	23	4	17.4	134	16	11.9	541	85	15.7
	うち一般行政職	516	87	16.9	22	4	18.2	94	13	13.8	400	70	17.5
再掲	警察関係	126	8	6.3	0	0		21	0	0.0	105	8	7.6
	教育委員会	41	7	17.1	1	0	0.0	9	1	11.1	31	6	19.4

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	925	194	21.0	1,265
	うち一般行政職	619	170	27.5	490	197	40.2
支庁・地方事 務所等	計	1,275	316	24.8	1,661	243	14.6
	うち一般行政職	737	200	27.1	329	134	40.7
全体	計	2,200	510	23.2	2,926	506	17.3
	うち一般行政職	1,356	370	27.3	819	331	40.4
再掲	警察関係	530	40	7.5	2,084	189	9.1
	教育委員会	148	52	35.1	60	29	48.3

問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

		課長相当職			課長補佐 相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	121	20	16.5	282	76	27.0	398	101	25.4
	うち一般行政職	3	1	33.3	20	5	25.0	19	10	52.6
支庁・地方事 務所等	計									
	うち一般行政職									
全体	計	121	20	16.5	282	76	27.0	398	101	25.4
	うち一般行政職	3	1	33.3	20	5	25.0	19	10	52.6
再掲	警察関係	29	3	10.3	54	5	9.3	139	15	10.8
	教育委員会	2	0	0.0	16	2	12.5	10	4	40.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経 年 数	遠隔地で の長期研 修(4週間 以上)	遠隔地で の 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○	○				○	◎			○	
補佐級	○	○	○	○		○	◎			○	勤務日数が一定以上割合があること
係長級	○	○	○			○	◎			○	勤務日数が一定以上割合があること

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	5,655	921	16.3
昇格試験			

問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日～2021年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体	415	134	32.3
うち 上級	160	68	42.5
うち一般行政職	185	85	45.9
うち 上級	160	68	42.5
うち警察関係	230	49	21.3
うち 上級	0	0	

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	京都府職員服務規程
該当部分の条文(本文)	第15条第2項 婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた職員が、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用しようとするときは、別に定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

問7-9: 防災・危機管理部局(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2021年4月1日	2:その他(西暦)			
防災・危機管 理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理 職数(人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
44	7	15.9	13	1	7.7

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	京都府男女共同参画センター		愛称・通称	らら京都	
設置年月日(西暦)	1996年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：601-8047 住 所：京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2階 電話番号：075-692-3433 FAX番号：075-692-3436 ホームページ：https://www.kyoto-womensc.jp				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：一般財団法人京都府民総合交流事業団) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：一般財団法人京都府民総合交流事業団) その他()				
職 員 数	常勤	5 人、	非常勤	4 人	予算額 2021年度 74,291 千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 ホームページ、フェイスブック、メルマガ、らら京都ニュース、女性起業通信) ○ 2. 講座(主な事項： らら京都創業スクール、企業をめざす女性の交流サロン、災害時女性相談サポーター養成講座、避難所設営体験講座) ○ 3. 相談事業(主な事項 女性・労働相談、専門相談(女性のためのカウンセリング、法律相談)、女性の起業・経営相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： ホームページ、フェイスブック、メルマガ、らら京都ニュース、女性起業通信) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 KYOのあけぼのフェスティバル、女性団体・グループ等との共催事業) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： ラジオカフェ事業、保育園、手づくり市) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項) ○ 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項： 女性の再就職支援、男女共同参画の視点での防災支援事業、事業所内保育所の運営)				
男女共同参画・女性に関するもの	※ 実施しているもの：○				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円	
設置年月日(西暦)		出資者			

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 京都府男女共同参画センター運営協議会 2. 無 名称等：	加盟団体数	17	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 (内容： KYOのあけぼのフェスティバル)				
※ 実施しているもの：○					

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催	
○ 2. 市区町村職員研修会の開催	
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催	
○ 4. 関係情報の収集提供	
5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付	名称： 概要：
7. その他	内容：

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮
○ 3. その他 (内容：警察学校等の通学制を許可)

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2020年度予算 (千円)	2021年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	162,130	168,398	令和2年度当初予算及び令和3年度当初予算参照
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.02 %	0.02 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			○
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
	⑬ その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入	○	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○	
	12 その他		

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度(1, 2, 6, 7, 8, 9, 10, 11)、きょうと福祉人材育成認証制度(2, 7, 8, 9, 11)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	あつたか子育てきょうと表彰(7, 8, 9, 10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 あり	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	輝く女性応援京都会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	2	1. 有 2. 無	問17-1 名称
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	定期の場合 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()		

問18-1 2021年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ KYOのあけぼのフェスティバル開催事業	「KYOのあけぼのフェスティバル」を開催し、男女共同参画の理解促進及び府内の女性団体の交流によりネットワークを強化、地域の活性化を図る	300人程度(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例年より規模を縮小)	11月
・ DV啓発資料の作成・配布	DV防止啓発のための広報媒体を作成・配布		通年
・ DV防止集中啓発事業	関係機関が連携し、啓発期間等を設定して集中的に啓発		11月
・ DV防止啓発講座	DV被害防止に向けた啓発講座		通年
・ デートDV防止啓発講座	年代に応じた暴力をゆるさない意識づくりやデートDV被害防止に向けた啓発講座		通年
2. 表彰 ・ 女性顕彰事業「京都府あけぼの賞」	先駆的な活躍をしている女性及び男女共同参画社会の推進に功績のあった者で、特に功績の著しい者を顕彰	5人程度	11月
・ 京都女性起業家賞(アントレプレナー賞)事業	新たなビジネスを提唱する女性からの提案を全国から公募し、女性の起業モデルとなる提案を顕彰	40人程度	1月
3. 講座 ・ 女性リーダー育成事業(女性の船)	地域や職場でリーダーとなって活躍する女性を育成するため、公募した女性たちを北海道に派遣し、船上研修、訪問地研修を実施 ※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、船上研修・北海道研修は中止	70人程度(予定)	6月
・ 地域女性エンパワーメントセミナー事業	地域の女性リーダーのエンパワーメントを図るとともに、各団体等のネットワーク化を促進し、男女がともにいきいきと豊かにくらせる地域社会づくりの担い手を養成	300人程度	年3回
・ 京都ウィメンズベースアカデミー事業	企業の枠を超えた女性活躍研修を実施 離職した女性の学び直しによる再就職支援を実施		通年
・ 男性育児促進事業	男性の育児休業取得を促進し、男性の積極的な家事・育児への参画を促すため、連続セミナー等を実施	25名程度	通年
4. 相談事業 ・ マザーズジョブカフェ推進事業	子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて子育てや就業をワンストップで支援	25,000人程度	通年
・ 非正規雇用女性就労促進事業	新型コロナウイルス感染症の影響で特に非正規雇用の女性の解雇・離職が増加する中で、「働きたいのに働けない」「働くことを仕方なく諦めた」といった方への相談から就労までのサポートを実施	2,200人程度	通年
・ 女性相談事業	女性が抱える問題や、既存の相談機関では対応できない女性に関わる複合的な問題についての相談・カウンセリング、起業に関する相談を実施	3,000人程度	通年
・ 女性つながりサポート事業	新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な困難・課題を抱える女性に対する支援を強化するため、京都府男女共同参画センター相談体制の強化や、民間団体による無料電話相談・カウンセリングや伴走支援を実施		7月～3月
5. 情報収集・提供 ・ 女性情報ネットワーク事業	男女共同参画に関する講演会の講師や、審議会委員等に関する女性人材情報の提供		通年
6. 苦情処理 ・ 苦情処理事業	府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策についての苦情の処理		通年
7. 交流促進 ・ KYOのあけぼのフェスティバル開催事業(再掲)	「KYOのあけぼのフェスティバル」を開催し、男女共同参画の理解促進及び府内の女性団体の交流によりネットワークを強化、地域の活性化を図る	300人程度	11月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 京都ウィメンズベース事業(働きやすい職場環境づくり支援)	キャリアコンサルタント等の資格を持つ女性活躍支援マネージャーが勉強会・相談会や企業訪問を通じて、女性活躍推進法に基づく中小企業の事業主行動計画に係る取組の実施や働き方改革を支援する	支援企業延べ35社	通年
・ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)事業	公労使のオール京都体制で運営する京都ウィメンズベースを拠点に、ワーク・ライフ・バランスの取組に係る制度の周知や運用に関するアドバイス、取組企業の情報発信、地域における取組の実践、企業経営者・大学生等に対する情報提供を行う		通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 女性の起業・経営支援事業	女性起業家の裾野を広げていくため、アイデアのブラッシュアップから顕彰・事業化までの個別相談支援と、併せて女性起業家のネットワーク構築支援を中小企業応援隊等と連携しながら実施	100人程度	通年
・ 女性活躍応援塾事業	地域で主導的な役割を担うことができる女性の育成、地域活動への新たな女性の参画を目指し、①全体塾、②地域塾、③情報発信の3つの観点から、女性の地域活動を総合的に支援	20人程度	通年
・ 輝く女性応援補助事業費	すべての女性が輝く京都づくりを推進するため、地域で女性が輝くための取組経費への助成 地域：補助率2/3、上限30万円		通年
・ 保育ルーム設置促進事業	子育て中の女性の社会参加を促進するため、京都府が実施する講演会等に保育ルームを設置	1,000人程度	通年
・ 男女共同参画センター運営	男女共同参画推進条例に基づき拠点施設として、条例や府男女共同参画計画に基づき男女共同参画社会づくりに向けた各種取組を推進		通年
・ 高齢者等雇用環境整備事業	内職者団体の運営に対する助成	2団体	通年
・ 地域団体育成事業	女性団体の育成のため、実施事業に対し助成	4団体、5事業	通年
・ 京都STEAM女子応援事業	未来の女性研究者、技術者の裾野拡大のため、中・高校生・保護者・教諭を対象に、企業で活躍する女性技術者や理系女子大学生との交流イベント等を実施	100人程度	11月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名	京都府議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 欠席事由として明記した規定がある。 2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	2
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	1
規 則 名	京都府議会議事規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
配偶者の出産	4	
育児	1	
家族の看護	2	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	4	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3
行っている取組	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ()	
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規 則 名		
条本文文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等){ }
計画、指針名	京都府地域防災計画
該当部分の規定	P314 男女共同参画班 1 男女共同参画関係施設の被害状況調査及び応急処置に関すること。 2 女性関係団体との連絡調整に関すること。 P489 男女共同参画課 1 女性関係施設等への被災者受け入れに関すること。

調査時点コード: 1

1. 2021年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 2018年4月16日	～	2022年4月15日
副知事			3 人	(女性 0 人、	男性 3 人)

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付けています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	66	14	21.2	
	都道府県防災会議(委員のみ)	65	14	21.5	
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	14	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	10	5	50.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	7	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	22	1	4.5	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	9	8	88.9	
	2 国土利用計画地方審議会	18	8	44.4	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	25	6	24.0	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	47	21	44.7	
	7 精神医療審査会	15	5	33.3	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	26	8	30.8	
×	10 准看護師試験委員会				関西広域連合へ事務移管
	11 麻薬中毒審査会	5	1	20.0	
	12 地方社会福祉審議会	28	8	28.6	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	24	7	29.2	障害者施策推進協議会
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	4	28.6	
	15 国民健康保険審査会	9	5	55.6	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				廃止。平成29年の農業保険法改正により、同法第222条第1項の規定で、京都府のように府全域を対象とする共済組合連合会がない都道府県では、必置の審査会ではなく、置かないこともできる規定に改正されたため。
	17 都道府県森林審議会	15	5	33.3	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	15	7	46.7	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築士審査会	7	3	42.9	
	21 都道府県都市計画審議会	31	5	16.1	
	22 開発審査会	7	4	57.1	
	23 私立学校審議会	13	6	46.2	
×	24 石油コンビナート等防災本部				
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
	27 都道府県児童福祉審議会	5	1	20.0	
	28 地方港湾審議会	34	8	23.5	
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	20	9	45.0	
	31 介護保険審査会	18	8	44.4	
	32 都道府県固定資産評価審議会	12	6	50.0	
	33 感染症の診査に関する協議会	21	4	19.0	
	34 警察署協議会	269	112	41.6	
	35 土地収用事業認定審議会	7	4	57.1	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	10	4	40.0	情報公開・個人情報保護審議会
	37 都道府県国民保護協議会	59	9	15.3	
	38 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	公立大学法人評価委員会
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	公益認定等審議会
	43 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
	44 留置施設視察委員会	6	3	50.0	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	28	2	7.1	高度救急業務推進協議会
	46 指定難病審査会	15	3	20.0	
	47 小児慢性特定疾病審査会	5	2	40.0	
	48 行政不服審査会	6	3	50.0	
×	49 地域医療対策協議会				
×	50				
×	51				
×	52				
×	53				
	合計	913	309	33.8	
	女性委員0の審議会数	0			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	2	13.3	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	10	1	10.0	10人全員が公募
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	63	11	17.5	
	女性委員0の委員会数	1			